

まぐろ（びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びびめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）又はかじき（めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）を船舶により輸入する場合の確認について

平成14年12月9日付け経済産業省告示第412号（輸入公表の一部を改正する告示）により昭和41年4月30日付け通商産業省告示第170号三の7の（2）に基づき経済産業大臣の確認を受けるべき貨物は、平成15年1月1日以降、「まぐろ（びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びびめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）又はかじき（めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）であって船舶により輸入するもの」となります。

このため、平成14年6月10日付け輸入注意事項14第34号（まぐろ（びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びびめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）又はかじき（めかじきを含むものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）を船舶により輸入する場合の確認について）は、平成14年12月31日限りで廃止します。

上記貨物を輸入しようとする者は、平成15年1月1日以降、下記により経済産業大臣の確認書の交付を受けてください。

記

1 受付期日

毎週火曜日と木曜日の午前10時から午前11時45分まで及び午後1時30分から午後3時までに限る。

2 提出書類

(1) まぐろ（びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びびめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）又はかじき（めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）を船舶により輸入する場合の確認申請書（別紙様式） 2通

(2) まぐろの種類別数量及び金額、原産地、船積地域及び船積港、運送方法並びに船名等が確認できる書類（船荷証券、インボイス、契約書等の写し） 各1通

（注） 上記の提出書類のほかにも必要に応じて書類の提出を求めることがあります。

3 提出先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室

〔別紙様式〕

まぐろ（びん長まぐろ、くろまぐろ、みなみまぐろ及びめばちまぐろを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）又はかじき（めかじきを除くものとし、生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限る。）を船舶により輸入する場合の確認申請書

経済産業大臣 殿

申請者名 _____
住 所 _____
電話番号 _____

※確認番号 _____
※確認年月日 _____

記名押印
又は署名 _____
資 格 _____
申請年月日 _____

次の輸入の確認を申請します。

I 輸入の内容

関税率表の番号等	商品名	種類又は規格	数量	単価	原産地	金額
			kg		船積地域及び船積港	
備考						

II その他

運送方法	1. 漁船 2. 運搬船	船名	
入港予定年月日			
通関予定年月日			
入港予定港			
販売予定先			
今後の通関予定	① 年 月 kg	② 年 月 kg	
	③ 年 月 kg	④ 年 月 kg	
	⑤ 年 月 kg	⑥ 年 月 kg	

上記のとおり確認する。

経済産業大臣の記名押印

資 格 _____
記名押印 _____

(裏面)

※通関

税関申告番号 及び申告年月日	送状数量	送状金額	許可又は承認年 月日及び税関押印

- (注) (1) 当該申請書の提出時期は、原則として船積前とし、原産地別、船名別に作成すること。
- (2) 単価欄には、1 k g 当たりの単価 (ドルC I F) を記載すること。
- (3) 船積地域 (又は船積港) が2地域 (又は2港) 以上の場合には、それぞれの船積地域 (又は船積港) を併記すること。
- (4) 漁船及び運搬船の区分については、1、2のいずれか該当する箇所に○印を付すこと。なお、ここでいう漁船とはまぐろ及びかじきを漁獲するための漁労設備を有する船舶であり、運搬船とは漁船以外の船舶のことである。
- (5) 入港予定年月日及び通関予定年月日について幅がある場合は、それぞれの期間を記入すること。なお、入港予定年月日の欄には実際に当該貨物の積卸しを予定している港への入港予定年月日を記入することとし、当該貨物を2港以上で分割して積卸しを行う場合にはそれぞれの入港予定年月日を併記すること。
- (6) 入港予定港欄には、実際に当該貨物の積卸しを予定している港名を記入すること。なお、当該貨物を2港以上で分割して積卸しを行う場合には、それぞれの港名を併記すること。
- (7) 販売予定先が複数の場合には、すべての販売予定先を記入すること。
- (8) 今後の通関予定欄には、当該申請書に記載した原産地からの輸入分につき、当該申請月の通関予定量 (既に通関したものを含む。)、及びその後5ヵ月間の月別通関予定量を記入すること。(成約済みのものに限る。)